

医療法人おひさま会 おひさまクリニック湘南 指定訪問リハビリテーション 運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人 おひさま会 おひさまクリニック湘南（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び、管理運営に関する事項を定め、療法士が要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正なリハビリテーション支援を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 何らかの理由で在宅での療養を余儀なくされている要介護状態あるいは要支援状態の方。介護保険非対象者であっても何らかの要因で在宅生活を余儀なくされている方も対象とする。通所リハビリテーションが提供されていても、そのみでは家庭内での ADL の自立が困難である場合はケアマネジメントの結果必要と判断された場合についても同様である。
2. 自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
3. 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
4. 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要とされる事項などについて理解しやすいよう説明を行う。
5. 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第3条（事業所の名称及び所在地）

1. 名称 医療法人おひさま会 おひさまクリニック湘南
2. 所在地 神奈川県茅ヶ崎市みずき 4-9-16

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

1. 責任者 1名
責任者は、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
2. 言語聴覚士 1名
言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

第5条（サービス提供日及びサービス提供時間）

1. サービス提供日
原則として、月、火、水、木、金曜日。ただし土日祝日、年末年始は除外する。
2. サービス提供時間
午前9時20分から午後17時40分までとする。

第6条（通常の事業の実施地域）

藤沢市の一部、茅ヶ崎市、寒川町、平塚市の一部、大磯町の一部

第7条（相談窓口・苦情対応）

1. 事業所は利用者からの相談、苦情等に関する窓口を設置し、利用者の要望、苦情に対し迅速に対応する。
2. 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

第8条（訪問リハビリテーションの内容）

主な内容としては、言語機能の向上、コミュニケーション能力確保、嚥下機能の向上、介護者指導、福祉用具・自助具の紹介などを行う。

第9条（緊急時等における対応方法）

1. 従業者は訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な対応を行うこととする。
2. 従業者は前項について、しかるべき対応をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第10条（利用料その他の費用の額）

1. 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

第11条（非常災害対策）

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。

第12条（衛生管理等）

1. 事業所は、利用者の使用するリハビリ用品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
2. 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

第13条（事故発生時の対応）

1. 事業所は、訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

第14条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

5. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条（身体拘束について）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第16条（業務継続計画の策定）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、

1. 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条（その他運営についての重要事項）

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後3カ月以内
2. 継続研修 年4回以上
3. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人おひさま会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日より改定する。

この規程は、2022年9月1日より改定する。

この規程は、2024年6月1日より改定する。